

消費者被害注意報 No. 79

「儲かる」「高配当」などとうたう投資話には慎重に！

事例1 業者から「1040万円でパチスロ機を購入し、それを事業者にレンタルすると、購入代金を24分割した分と、配当として年利4%のレンタル料の月割り分を毎月振り込む」と電話勧誘を受け、ためしに10口申し込んだ。

契約の翌月、説明通りの金額が振り込まれたので、さらに10口申し込んだところ、支払いが滞るようになり、その後、業者と連絡が取れなくなった。

事例2 「自社商品のオーナーになり投資すれば半年後に10%の利子をつけて償還する」というダイレクトメールが届いた。

100万円を投資したが、1度も支払われることがないまま会社が破産した。最近では、弁護団を名乗る団体から着手金を支払えば被害回復のための手続きを代行するとの電話があった。



〈相談員のアドバイス〉

- 超低金利時代であるため元本保証や高配当をうたう投資話は魅力的ですが、冷静に対処しましょう。元本保証の場合は利回りがより低く、高配当をうたう投資であれば、当然リスクが高くなります。
- 最初数回の支払いを行うことで消費者を信用させて多額の投資を促し、入金があった直後から支払いが止まるという事例も多くみられます。
- 被害回復をうたい高額な着手金や手数料を要求されるような二次被害にも注意しましょう。

見守りのポイント



- 高齢者がお金に困っている場合は、トラブルに巻き込まれている可能性があります。
- 銀行によって、普通預金の金利は異なりますが、現状は年1%に遠く及びません。事例のような普通預金の金利のおおむね100倍以上にあたる1%以上の利回りの投資をしている方には、業者からどのようなリスク説明があったかを確認しましょう。
- 業者の説明と契約書の内容が一致していない場合もあります。詐欺が疑われる場合は契約書の確認を促し、消費生活センターへの相談を勧めましょう。

商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ！

相談専用電話 ☎043-207-3000

※月曜日～土曜日9:00～16:30※祝日・年末年始は除く